

福岡県公報

平成17年8月12日
第2424号
増刊①

目次

公 告

- 福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者の募集 (自然環境課) 1
 - 福岡県立四王寺県民の森の指定管理者の募集 (緑化推進課) 2
 - 福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者の募集 (緑化推進課) 4
 - 福岡県緑化センターの指定管理者の募集 (緑化推進課) 5
 - 福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者の募集 (労働政策課) 7
 - 大濠公園能楽堂の指定管理者の募集 (生活文化課) 8
 - 県営住宅の指定管理者の募集 (住宅管理課)10
 - 福岡県営都市公園の指定管理者の募集 (公園街路課)11
- 教育委員会**
- 福岡県青少年科学館の指定管理者の募集 (教育庁生涯学習課)13
 - 福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者の募集 (教育庁スポーツ健康課)15
 - 福岡県馬術競技場の指定管理者の募集 (教育庁スポーツ健康課)16
 - 福岡県立総合プールの指定管理者の募集 (教育庁スポーツ健康課)18
 - 福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の募集 (教育庁スポーツ健康課)19

公 告

公告

福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県平尾台自然観察センター	北九州市小倉南区平尾台1丁目4番40号

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過

しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県平尾台自然観察センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成17年8月24日（水）午前10時00分から

イ 場所

福岡県平尾台自然観察センター

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部自然環境課自然保護係

電話 (092) 643-3367 ファクシミリ (092) 643-3357

公告

福岡県立四王寺県民の森の指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立四王寺県民の森	糟屋郡宇美町、大野城市、太宰府市

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立四王寺県民の森（以下「県民の森」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 県民の森の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から県民の森の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、県民の森の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (4) その他県民の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を

除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日(木)まで(ただし、県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成17年8月25日(木)午前10時00分から

イ 場所

福岡県立四王寺県民の森

7 その他

県は、指定管理者と県民の森の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県水産林務部緑化推進課緑化樹芸係

電話092-643-3548 ファクシミリ092-643-3541

公告

福岡県立夜須高原記念の指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立夜須高原記念の森	朝倉郡筑前町櫛木

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件(グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件)をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法(明治32年法律第48号)等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立夜須高原記念の森（以下「記念の森」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 記念の森の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から記念の森の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、記念の森の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (4) その他記念の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議

決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

- ア 日時
平成17年8月25日（木）午後2時00分から
- イ 場所
福岡県立夜須高原記念の森

7 その他

県は、指定管理者と記念の森の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県水産林務部緑化推進課緑化樹芸係
 電話092-643-3548 ファクシミリ092-643-3541

公告

福岡県緑化センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県緑化センター	久留米市田主丸町益生田1125番地

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県緑化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

- (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

- (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の

休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成17年8月24日(水)午前10時00分から

イ 場所

福岡県緑化センター

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県水産林務部緑化推進課緑化樹芸係

電話092-643-3548 ファクシミリ092-643-3541

公告

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	福岡県北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件(グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件)をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法(明治32年法律第48号)等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合は各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立北九州勤労青少年文化センター(以下「センター」という。)の利用の許可に関する業務

(2) センターの使用料の徴収に関する業務

(3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成17年8月19日（金）午後2時00分から

イ 場所

福岡県立北九州勤労青少年文化センター

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県生活労働部労働局労働政策課労働福祉係

電話092-643-3587 ファクシミリ092-643-3588

公告

大濠公園能楽堂の指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
大濠公園能楽堂	福岡市中央区大濠公園1番5号

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当す

る者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 大濠公園能楽堂（以下「能楽堂」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 能楽堂における福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条の許可に関する業務
- (3) 能楽堂における手数料の徴収に関する業務
- (4) 能楽堂の施設及び設備の維持及び保守に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から能楽堂の設置の目的を最も効

果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 能楽堂の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他能楽堂の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配付は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成17年8月19日（金）午後3時00分から

イ 場所

福岡県庁生活労働部会議室

7 その他

県は、指定管理者と能楽堂の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県生活労働部生活文化課総務係

電話092-643-3379 ファクシミリ092-643-3384

公告

県営住宅の指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
県営住宅	福岡市中央区鳥飼2丁目8外 231箇所

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)から(3)までの条件（グループで参加する場合は(1)から(4)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4号に規定する点検を、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項又は第3項に規定する1級建築士又は2級建築士にさせることができること。

(4) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 入居者の公募に関する業務
- (2) 県営住宅の入居の手続及び退去の手続に関する業務
- (3) 家賃及び使用料の収納に関する業務
- (4) 県営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に県営住宅及び共同施設の管理を行うことができると認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(5)に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 県営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が県営住宅及び共同施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たすものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- エ 団体の財務状況に関する書類
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

- ア 日時
平成17年8月23日（火）午前10時00分から
- イ 場所
吉塚合同庁舎
福岡市博多区吉塚本町13番50号

7 その他

県は、指定管理者と県営住宅の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部住宅管理課管理係
電話（092）643-3739 ファクシミリ（092）643-3753

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県営東公園	福岡市博多区東公園
福岡県営西公園及び大濠公園	福岡市中央区西公園、大濠公園
福岡県営名島運動公園	福岡市東区名島2丁目

福岡県営天神中央公園 (旧福岡県公会堂貴賓館を含む。)	福岡市中央区天神1丁目、西中洲
福岡県営春日公園	春日市原町3丁目

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 公園施設又は都市公園の一部の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園での行為の制限の許可に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に都市公園の管理を行うことができると認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各公園ごとに、現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
福岡県営東公園	平成17年8月25日（木）午前10時00分から
福岡県営西公園及び大濠公園	平成17年8月24日（水）午前10時00分から
福岡県営名島運動公園	平成17年8月26日（金）午後2時00分から
福岡県営天神中央公園 （旧福岡県公会堂貴賓館を含む。）	平成17年8月26日（金）午前10時00分から
福岡県営春日公園	平成17年8月25日（木）午後2時00分から

7 その他

県は、指定管理者と各県営公園の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電話（092）643-3724 F A X（092）643-3752

教育委員会

公告

福岡県青少年科学館の指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町1713番地

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。（個人では申請できない。）

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 科学館の施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、科学館の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会が科学館の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業、活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照すること。

募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成17年8月19日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

イ 場所

福岡県青少年科学館

7 その他

福岡県は、指定管理者と科学館の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、福岡県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育企画部生涯学習課総務班（行政棟北棟4階）

電話（092）643-3886 ファクシミリ（092）641-2141

公告

福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立久留米スポーツセンター	久留米市東櫛原町狩町173番地

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。（個人では申請できない。）

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て

がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立久留米スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものである事。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業、活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他福岡県教育委員会が特に必要と認めるものとして別に定める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照すること。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

- ア 開催日時
平成17年8月24日（水）午後2時00分から午後4時00分まで
- イ 開催場所
福岡県立久留米スポーツセンター（久留米市東櫛原町狩町173番地）
- ウ 参加申込
平成17年8月19日（金）までに団体名、参加希望人数、及び担当者氏名を8の問い合わせ先に必ず御連絡ください。
なお、希望者多数の場合には、日程、開催場所、参加人数等を調整させていただくことがあります。

7 その他

福岡県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、福岡県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）
電話（092）643-3921 ファクシミリ（092）643-3926

公告

福岡県馬術競技場の指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県馬術競技場	古賀市筵内564番地

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。（個人では申請できない。）
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県馬術競技場（以下「馬術場」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 馬術場の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から馬術場の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、馬術場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会が馬術場の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業、活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が特に必要と認めるものとして別に定める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照すること。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 開催日時

平成17年8月24日（水）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 開催場所

福岡県馬術競技場（古賀市筵内564）

ウ 参加申込

平成17年8月19日（金）までに団体名、参加希望人数、及び担当者氏名を8の問い合わせ先に必ず御連絡ください。

なお、希望者多数の場合には、日程、開催場所、参加人数等を調整させていただくことがあります。

7 その他

福岡県は、指定管理者と馬術場の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、福岡県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話（092）643-3921 ファクシミリ（092）643-3926

公告

福岡県立総合プールの指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園2丁目1-3

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。（個人では申請できない。）
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を

得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合は各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立総合プール（以下「プール」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) プールの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からプールの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、プールの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に

係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会がプールの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業、活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が特に必要と認めるものとして別に定める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照すること。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 開催日時

平成17年8月25日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 開催場所

福岡県立総合プール（福岡市博多区東平尾公園2-1-3）

ウ 参加申込

平成17年8月19日（金）までに団体名、参加希望人数、及び担当者氏名を8の問い合わせ先に必ず御連絡ください。

なお、希望者多数の場合には、日程、開催場所、参加人数等を調整させていただくことがあります。

7 その他

福岡県は、指定管理者とプールの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、福岡県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話（092）643-3921 ファクシミリ（092）643-3926

公告

福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成17年8月12日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立スポーツ科学情報センター	福岡市博多区東平尾公園2丁目1-4

2 予定される指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。（個人では申請できない。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は商法（明治32年法律第48号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立スポーツ科学情報センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 使用料の徴収に関する業務

(3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業、活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が特に必要と認めるものとして別に定める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成17年9月9日（金）から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照すること。募集要領の配布は、この公告の日から平成17年9月22日（木）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 開催日時

平成17年8月25日（木）午前10時00分から午後12時00分まで

イ 開催場所

福岡県立スポーツ科学情報センター（福岡市博多区東平尾公園2-1-4）

ウ 参加申込

平成17年8月19日（金）までに団体名、参加希望人数、及び担当者氏名を8の問い合わせ先に必ず御連絡ください。

なお、希望者多数の場合には、日程、開催場所、参加人数等を調整させていただくことがあります。

7 その他

福岡県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、福岡県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話（092）643-3921 ファクシミリ（092）643-3926

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)